

議案第144号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

記

1 取得する財産

土地

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 所在地 | つくば市みどりの中央28番7 |
| (2) 地積 | 9,351.96㎡ |
| 2 取得金額 | 金342,281,736円 |
| 3 取得目的 | 都市公園用地として取得 |
| 4 財産所有者 | 茨城県水戸市笠原町978番6 |
| | 茨城県 |
| | 茨城県知事 大井川 和彦 |

(提案理由)

都市公園を整備するため、用地を購入し、財産を取得しようとするものである。

位置図

